

## 序編 準備書作成までの経緯

### 1. 準備書作成までの経緯

東京電力株式会社が事業実施主体となる「東京中部間直流幹線（仮称）新設工事事業」は、平成 26 年 10 月において、「長野県環境影響評価条例」の対象事業に該当していませんでした。東京電力株式会社では工事による環境への影響を把握するため、自主的に環境影響評価を行うこととし、関係行政との協議を踏まえ、環境影響評価方法書を作成し、調査を行ってまいりました。

平成 28 年 1 月に「長野県環境影響評価条例」が改正され、「電気工作物の建設 送電線路の設置（電圧が 17 万ボルト以上で、かつ、こう長の合計が 1 キロメートル以上である送電線路を設けるものに限る）」が新たに対象事業として追加されました。この条例改正を受け、長野県と協議を行い「長野県環境影響評価条例施行規則の一部改正する規則（平成 27 年 長野県規則第 51 号）附則第 4 項」の規定の適用について、「東京中部間直流幹線（仮称）新設工事事業 環境影響評価方法書に対する一部改正規則附則の適用について（平成 28 年 2 月 28 日）」を長野県知事へ送付致しました。

その後、長野県知事より、「東京中部間直流幹線（仮称）新設工事事業 環境影響評価方法書に対する一部改正規則附則の適用について（通知）（平成 28 年 3 月 9 日）」を受領しました。この結果、東京電力株式会社が自主的に作成していた「東京中部間直流幹線（仮称）新設工事事業 環境影響評価方法書」を長野県環境影響評価条例（平成 10 年 長野県条例第 12 号）第 6 条から 13 条までの規定による手続きを経た方法書と見なし、当該条例に基づき準備書の作成以降の環境影響評価手続を行うこととされました。これに基づき、これまで進めてきた送電線建設事業が周辺地域に与える影響の調査、予測並びに評価について、公害防止及び自然環境保全の観点から、適切な配慮を行うことをまとめた環境影響評価準備書を作成しました。

### 2. 方法書からの主な変更内容

#### (1) 第 1 章 事業者の名称、氏名及び住所

##### a. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

変更前：東京電力株式会社

パワーグリッドカンパニー 工務部 送変電建設センター所長 大石 祐司

変更後：東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長 武部 俊郎

##### b. 主たる事務所の所在地

変更前：東京都港区芝浦 4 丁目 19 番 1 号 芝浦アークビル内

変更後：東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

#### (2) 第 2 章 対象事業の名称、種類、目的及び内容

##### a. 対象事業の名称

変更前：東京中部間直流幹線（仮称）新設工事事業

変更後：飛騨信濃直流幹線新設工事事業

##### b. 事業の規模

回線数の変更

変更前：±200 kV 双極 2 回線

変更後：±200 kV 双極 1 回線

#### (3) 第 3 章 対象事業を実施する区域及びその周囲の概況

##### a. 自然的状況

各調査データについて最新のデータに更新した。

##### b. 社会的状況

各調査データについて最新のデータに更新した。